

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 4 号
件 名	介護保険第1号被保険者の保険料と施設サービスの整備目標について
要 旨	<p>介護保険第1号被保険者の保険事業では、新潟市介護保険条例の一部を改正する条例議案第28号及び新潟市介護保険事業計画策定委員会において、平成21年度から23年度の保険料について「(3)第1号被保険者の保険料」では、パターン1と2及び3(資料1)の負担割合しか開示していない。各段階の金額は、条例議案第28号よりパターン3の右側に年額を記載(資料2)する。また、各段階の差額を()で記載して説明する。なお、負担割合は議案の年額から計算して訂正する。</p> <p>介護保険は、介護の問題を社会全体で支える仕組みで、平成12年度から施行されたことをかんがみ、議案第28号の金額を記載した資料2及び整備計画案(資料6)には、次の問題がある。</p> <p>1点目、第1段階と第2段階について。</p> <p>議案第28号の第1段階と第2段階の年額は2万2,600円であるが、所得金額が違ふ。第1段階の生活保護受給者の収入は平成20年12月31日発行の新潟日報によれば、高齢者単身世帯で月額7万3,540円、年額88万2,480円である。また、高齢者夫婦世帯では月額11万960円で年額133万1,520円である。しかし、第2段階の合計所得金額は80万円以下で不平等なので、逆にして負担割合は全体を検討して金額を決定する。</p> <p>2点目、第4段階について。</p> <p>第4段階は、本人が市民税非課税であって、前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下(第1段階から第3段階に該当する方を除く)の人である。これに該当する人で年収50万円(月額約4万円)でも生活費等が必要である。第1段階から第3段階に該当する方を除くとは、市民税課税者が第2号被保険者の対象世帯であるから負担割合は0.8で、年額4万5,000円にすべきである。</p> <p>3点目、各段階の差額について。</p> <p>議案第28号の年額を各段階に記載した資料2によると、第3段階と第2段階の差額は1万6,900円、第4段階と第3段階の差額は1万3,000円、第5段階と第4段階の差額は3,900円、第6段階と第5段階の差額は1万1,300円、第7段階と第6段階の差額は5,700円、第8段階と第7段階の差額は5,600円、第9段階と第8段階の差額は1万6,900円、第10段階と第9段階の差額は5,700円、第11段階と第10段階の差額は5,600円である。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>平成21年 2月26日</p> <p style="text-align: center;">第1項 第2項</p> <p style="text-align: right;">} 市民厚生常任委員会</p>
受 理	平成21年 2月23日 第160号

ここで問題になる差額で対象者区分条件が 1 ランク（第 8 段階から第 9 段階）上がっただけで第 9 段階より上の段階の差額 5,700 円程度に比べ非常に差額が大きい 1 万 6,900 円である。

また、差額が低所得者より高所得者が小さい。このことは、介護の問題を社会全体で支える仕組みに反することである。ただし、第 5 段階と第 4 段階の差額である 3,900 円は対象区分による対象外である。

平成 18 年 7 月 11 日現在に確認した資料 3 から議案書の金額を各段階に記入すると概算総額は、約 98 億円（資料 4）となるが、各段階の差額で第 3 段階以上の差額を 1 万 1,300 円程度にした場合は約 94 億円（資料 5）程度となり誤差の範囲内で格差が各ランクごとにほぼ同額であるから妥当である。

4 点目、資料 6 の地域密着型特別養護老人ホームの年度ごとの整備計画（案）の江南区亀田・亀田西について。

整備割合（ $B + C / A$ ）が他の日常生活圏域に比べ 21.8% と小さいのにかかわらず整備数の箇所は 1、定員（ F ）は 29 しか考慮されていない。このため整備割合（ $B + C + F / A$ ）が 30.8% にしかなっていないのにかかわらず大江山・横越に計画されている。したがって、整備数の箇所を 2、定員（ F ）を 58 に変更すべきである。なお、変更しても整備割合（ $B + C + F / A$ ）が約 40% しかならないから妥当である。

よって下記の事項を陳情する。

記

1 介護保険料の一部改正について

議案第 28 号新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を改正する条例の第 3 条の金額は、各段階の差が最低 3,900 円から最高 1 万 6,900 円とばらつきがある。介護保険は、介護の問題を社会全体で支える仕組みであるから、差額が少ないようにしなければならない。私案は、各段階とも約 1 万 1,300 円で、議案第 28 号の概算総額より約 4 億円少ないだけである。そこで、議案第 28 号の一部の金額を次のように改正をお願いしたい。

第 3 条

介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 22,600 円はそのまま

令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 22,600 円を 19,700 円に改正

令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 39,500 円を 33,800 円に改正

令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 56,400 円はそのまま

次のいずれかに該当する者 67,700 円はそのまま

以下、省略するが議案第 28 号に準ずる。

次のいずれかに該当する者 73,400 円を 79,000 円に改正

以下、省略するが議案第 28 号に準ずる。

次のいずれかに該当する者 79,000 円を 90,200 円に改正

以下、省略するが議案第 28 号に準ずる。

	<p>次のいずれかに該当する者 95,900円を101,500円に改正 以下,省略するが議案第28号に準ずる。</p> <p>次のいずれかに該当する者 101,600円を112,800円に改正 以下,省略するが議案第28号に準ずる。</p> <p>前各号のいずれにも該当しない者 107,200円を124,000円に改正 以下,省略するが議案第28号に準ずる。</p> <p>第18条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において 準用する場合を含む)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23 年度までの保険料は,第3条第4号の規定にかかわらず,52,500円を45,00 0円に改正する。</p> <p>以下,省略するが議案第28号に準ずる。</p> <p>2 地域密着型特別養護老人ホームの整備計画(案)の一部改正について 地域密着型特別養護老人ホームの整備計画(案)の江南区亀田・亀田西は 1カ所で定員29名の整備計画だが,整備割合は30.8%しかなく他の2地域は 72%と86%である。江南区亀田・亀田西を2カ所で定員58名に変更して整備 しても整備割合は,たったの約40%しかないので改正をお願いしたい。</p>
--	--